

部局名	健康福祉部	所属名	障害者支援課	所属長名	岩澤 厚明	電 話	483-1151 内線2230
-----	-------	-----	--------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3127		事務事業名称	身体障害者援護事業					短縮コード	経常	3127	臨時	3128
予算区分	会計	01	一般会計	款	03	民生費	項	01	社会福祉費	目	03	身体障害者福祉費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他			根拠法令等		身体障害者福祉法施行規則、障害者日常生活用具費支給事業実施要綱、障害者自立支援法細則＜その他施策体系＞0102030203障害者団体への支援 0102030205生活の場の確保・支援							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
昭和26年身体障害者福祉法施行以降、制度の拡充に伴い開始された事業。 市の単独事業については、平成2年4月より手話通訳設置事業委託、平成7年4月より手話通訳者派遣事業委託を開始した。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の 施策体系	5本の柱（章）	01	健康福祉都市をめざして						
平成15年度より導入された支援費制度により、居宅生活支援に重点がおかれ、また、サービスの支給量について基準がないことから益々の支給額の増加が見込まれる。 平成18年度障害者自立支援法施行されて、支援費等が同法に組み込まれた。諸施策の組替え等が行われ、補装具の大半を占めていたストマ装具が日常生活用具に変更となった。					大項目（節）	02	社会福祉						
					中 項 目	03	障害者（児）福祉						
					小項目（施策）	01	障害の発生予防・早期受診、治療						
						02	障害者（児）保健福祉サービスの充実						
					細 項 目	03	治療・療育体制の充実						
						01	相談・支援体制の充実						
				実施計画の 計画事業	1209	障害者福祉センター整備事業							
計画事業の位置付けの有無			☐	計画事業期間		～			計画事業費		千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	1. 18歳以上の身体障害者 2. 18歳以上の身体障害者の家族							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成18年度に実際に行ったこと： ①更生相談・地域福祉推進委託②身体障害者スポーツ大会運営委託③手話通訳者設置事業委託④手話通訳者派遣事業委託⑤社会福祉施設措置費支払事業委託⑥補装具給付費⑦障害者日常生活用具給付費⑧更生医療給付費⑨障害者自立支援法による介護給付費等支給及び各種相談対応。							
	※平成19年度に計画していること： 平成18年度と同じ							
意図 （何を狙っているのか）	1. その障害の程度に応じて障害者の社会参加できる。 2. 日常生活に支障をもたらしている個々の障害が補われ日常生活が送りがやすくなる。 3. 介護に伴う財政的・身体的、精神的な負担が軽減される。							
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	1. 身体障害者の機能の回復が図られる。 2. 身体障害者の日常生活活動の範囲が広がる。 3. 身体障害者が外出しやすくなる。							
区 分				単位	17年度	18年度		19年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	18歳以上の身体障害者数	人	3,692	3,692	3,822	3,949	
	指標2	18歳以上の身体障害者の家族数	世帯	3,608	3,569	3,692	3,815	
	指標3							
活動指標	指標1	手話通訳の派遣件数	件	363	300	493	493	
	指標2	支援費利用者数	人	83	85	89	89	
	指標3	補装具給付決定件数	件	1,487	1,695	1,517	80	
成果指標	指標1	重度の身体障害者で外出等社会参加できた割合	%	4.3	4.1	4.3	4.3	
	指標2	個々の障害が補われ日常生活が便利・安心して送りがやすくなる	%	15.7	16.6	16.5	16.5	
	指標3							
上位成果指標	指標1	児童発達支援センター措置利用者数	人			42		
	指標2	児童発達支援センター外来利用者数	人			1,528		
	指標3	障害者相談支援施設数	ヶ所			2		

コード		3127	事務事業名称	身体障害者援護事業			所属名	障害者支援課
			単位	１７年度	１８年度		１９年度	
				実績	計画	実績	計画	
事業費 (A)	財源内訳	国	千円	82, 852	87, 107	82, 730		
		県	千円	24, 160	26, 881	54, 249		
		地方債	千円	0	0			
		一般財源	千円	96, 074	100, 862	51, 847		
		その他	千円	0	0			
	主な事業費の内訳			支援費給付127, 549, 860円、補装具給付費16, 378, 157円、日常生活用具給付1, 246, 220円、手話通訳者設置9, 946, 000円	扶助費183, 005, 000 委託費31, 347, 000	扶助費156, 582, 463 委託費31, 846, 890	障害者自立支援法の施行により事務事業に変更があるため未記入	
	人件費 (B)			千円	47, 938. 4	43, 558. 7	50, 818. 5	0
トータルコスト (A) + (B)			千円	251, 024. 4	258, 408. 7	239, 644. 5	0	

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分		理 由							
目的 妥当性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☒ 結び付いている		上位施策「障害の発生予防・早期受診，治療」「障害者（児）保健福祉サーヒースの充実」を推進するために，身体障害者援護事業を実施しており，結びついている。							
			☐ 結び付くが見直しの余地がある									
			☐ 結びつきが弱い・ない									
			☐ 評価対象外事項									
	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している		身体障害者の社会参加の推進や，機能回復等を進めていくために今後とも必要である。							
			☒ 達成していない									
			☐ 評価対象外事項									
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある		民間等に委託可能なものについては委託しているが、利益の上がる事業はなく民営化することはできない。							
☒ 可能性はない												
☐ 評価対象外事項												
④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☒ 現状のままでよい		所期目的に変更はなく，現状の「対象」「意図」の設定で結果に結びつく。								
		☐ 見直す必要がある										
		☐ 評価対象外事項										
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－２，３を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☐ 有効性向上の可能性はある									
			☒ 効率性向上の可能性はある									
			☐ 両方可能性はある									
			☐ 可能性がない									
	⑤－２ 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。	☐ 民間委託等 ☐ 臨時的任用職員等の活用 ☐ ＩＴ化等業務プロセスの見直し ☐ 受益者負担の見直し		類似事業を統合し再編することにより，障害の種別にかかわらず，平等なサービスの利用ができる。								
								☒ 類似事業との統合・役割見直し				
								☐ 上記以外の方法				
								類似 事務 事業 名称	1	心身障害者援護事業	実施主体 (所管部署)	障害者支援課
									2	知的障害者援護事業	実施主体 (所管部署)	障害者支援課
								⑤－３ 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）		☐ ある		
	☒ ない											

コード	3127	事務事業名称	身体障害者援護事業				所属名	障害者支援課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			平成１８年１０月障害者自立支援法が全面施行され、障害の種別にかかわらずサービスが利用できるよう一元化されたことにより、心身障害者援護事業、身体障害者援護事業、障害者福祉手当、知的障害者援護事業、精神障害者援護事業を統廃合し、１９年度から、障害者援護事業、障害者自立支援総務事業、障害者自立支援事業の３事業に再編、その事業の役割を明確にする。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☒ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止								
☐ 休止								
☐ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			平成１８年１０月障害者自立支援法が全面施行され、障害の種別にかかわらずサービスが利用できるよう一元化されたことにより、心身障害者援護事業、身体障害者援護事業、障害者福祉手当、知的障害者援護事業、精神障害者援護事業を統廃合し、１９年度から、障害者援護事業、障害者自立支援総務事業、障害者自立支援事業の３事業に再編、その事業の役割を明確にする。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☐	☒	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
障害者及び障害者の関係者から各種給付事業の給付制限の緩和、撤廃を要望されている。									

所属長コメント	市が、障害福祉サービス等を一元的に提供する仕組みとなり、その実施に当たっては、障害福祉計画等に基づき、サービス利用状況を勘案しながら、事業の整備に努める。								
評価調整委員会意見	☒ 改革改善して継続			障害の種別に係らず利用が一元化となる新規３事業に再編されることを支持					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☒ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止									
☐ 休止									
☐ 現状のまま継続									